

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年8月7日（金）16：30～17：10

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長、上野専務理事、小林常務理事（WEB）

内容・提出資料：

・令和8年熊本地震に伴う被害状況等について（日薬作成資料）

1-1. 令和8年熊本地震への対応について（第一報）（令和8年7月28日 日薬発第123号）

1-2. 熊本地震への対応について（第二報）（令和8年7月30日 日薬発第136号）

1-3. 令和8年熊本地震への対応について（第三報）（令和8年7月31日 日薬発第139号）

1-4. 令和8年熊本地震義援金募集について（令和8年8月3日 日薬発第140号）

原口副会長より、7月28日に発災した熊本地震について、以下のように説明された。

地震発生当日の夜、本会として岩月会長を本部長として災害対策本部を設置した。自身は翌29日に地元の福岡から現地に入り、熊本県薬剤師会の富永会長と面会、現地の状況などについて情報共有を行った。約10年前の地震の経験から、災害時における熊本県の体制整備は進んでおり、対応力が高いということは周知の事実。すでに様々な対応が始まっている状況にあった。当初、約1万人近くの被災者がおられ、約500カ所の避難所が設置された。電気が復旧した地域には大規模避難所が設置され、災害処方箋が出ることを視野に、そこを拠点として九州内のモバイルファーマシーが活動を開始した。発災後3～4日の状況としては以上の通り。昨日には岩月会長に現地入りいただいた。

続いて岩月会長より、以下の通り説明された。

昨日、熊本・宇城の避難所を訪ね、熊本県薬剤師会のモバイルファーマシーなどの活動状況を確認させていただいた。災害処方箋の発行が少なく、モバイルファーマシーでの活動の必要性が下がってきている状況にある。DMATが地元の医療機関の復旧を妨げないよう、抑制的に活動されているため災害処方箋が少ないといった見立てもある。また、この震災を機に高齢の医師が閉院されるといった話が出てきていると聞く。そのような動きが広がれば、少なからず薬局にも影響が出る。災害においては会員の支援も重要である。そういった状況にも注視していく。

2. Western Pacific Pharmaceutical Forum (WPPF：西太平洋地域薬学フォーラム) について

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

Western Pacific Pharmaceutical Forum (WPPF：西太平洋地域薬学フォーラム) は、2001年に設立され、2024年に国際薬剤師・薬学連合 (FIP) に正式に統合された。世界保健機関 (WHO) の西太平洋地域に属する国・地域の薬剤師・薬学関係団体が連携し、地域の課題や優先事項に応じて、薬剤師業務、薬学教育および薬学の発展に取り組んでいる。

本年7月23日にはマレーシアにおいて、マレーシア薬剤師会 (MPS) 及びWPPF が共催した「MPS-WPPF Future Of Pharmacy Forum」が開催された。本フォーラムのアジェンダは資料の通り。

WPPF では、人材の能力開発、リーダーシップ、生涯学習、患者中心のケア、患者安全、デジタルヘルス等を重点分野とし、加盟団体間の情報共有、共同事業、政策提言等を行っている。本会は、WPPF に参画するFIP加盟団体の一つであり、2025年5月には、本会が推薦した山本信夫顧問がWPPF副会長に選出されている。

3. 電子処方箋管理サービスにおける調剤結果登録及び重複投薬等チェックについて (令和8年7月24日 日薬情発第83号)

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省医薬局総務課より、本会および日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本薬局協励会に対し、電子処方箋システムにおける調剤結果登録及び重複投薬等チェックについて更なる活用を求める事務連絡が通知された。

具体的には、特に、電子処方箋システムを導入している薬局においては、電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準として、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録することとなっているため、加算を算定している場合は処方箋の種類によらず、電子処方箋管理サービスに登録することについて、各団体の会員に周知するよう求めるもの。都道府県薬剤師会を通じ、会員に周知したところである。

4. 緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業）報告書の公表ならびに事業成果の活用について（依頼） (令和8年7月31日 日薬業発第191号)

小林常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省より、当該調査事業の令和7年度事業報告書（最終報告書）が公表された。緊急避妊薬は本年2月より、要指導医薬品として全国の薬局等で販売が開始されている。事業を通じて最適化された販売プロトコールならびに適正使用に資すると判断された要件は、要指導医薬品である緊急避妊薬の製造販売承認審査を経て、承認条件および製造販売業者が作成する販売用資材に反映された。また、本報告書には、事業を通じて行った試験的販売にかかるデータのほか、令和7年度事業において収集された対応困難事例や、事例を踏まえて研究班にて作成された「販売時に想定される事象と対応例」、また、「薬剤師から産婦人科医への情報提供文書(例)」、「販売にあたり薬局で取り組んでいただきたいこと」など、実際の販売に活用しうる知見や情報が掲載されている。

事業を通じて得られたこれら知見が薬剤師に伝達され、販売時に想定される事象に対し、よりの確に対応できるよう、また、医師をはじめ、犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、行政の児童福祉部門や児童相談所、また警察等の関係機関との連携をより一層深め、研修会・勉強会等を開催するなど、販売における薬剤師の対応がより一層充実したものになるよう、引き続き都道府県薬剤師会に協力を求めたところである。

5. 薬局における適正な業務の確保等について（令和8年8月3日 日薬業発第193号） 1. 令和8年度日本薬剤師会賞、同功労賞の授賞について (令和8年7月14日 日薬発第114号)

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬局の管理者がその薬局以外の場所で薬局の管理その他薬事に関する実務に従事し、さらには、従事先で適切な記録等を怠ったことにより調剤の責任の所在が不明確となるといった、医薬品医療機器等法及び薬剤師法の規定に違反する事案が複数発覚したことを受け、厚労省より通知が発出された。

具体的には、薬局における適正な業務の確保のため、①薬局開設者は、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、法令遵守体制に関する措置を講じなければならないこと、薬局の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該

措置を講じ、措置の内容（措置を講じない場合には、その旨及びその理由）を記録し、適切に保存すること。そのために、薬局開設者が薬局の管理者の意見を聞き、適切な対応を取るための社内体制を整備すること、②薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な注意をし、薬局開設者に対し必要な意見を書面により述べなければならないこと、③薬局開設者は、薬局において、薬事に関する法令の規定に違反し、又はそのおそれのある行為を認識した際には速やかに都道府県知事等へ報告すること、等について改めて周知徹底を求めている。

薬局における法令遵守体制については、厚生労働省が令和3年6月に「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」を示しているほか、本会でも「薬局における法令遵守体制整備の手引き（令和3年7月）」を作成し、ガイドラインとともに周知・活用を依頼してきた。改めてこれら資料の再確認もあわせ、都道府県薬剤師会を通じ、会員に周知したところである。

主な質疑応答は以下のとおり。

【「緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業」報告書について】

記者：報告書の内容は大変ボリュームがある。印象的な具体的事例は何か。

小林常務理事：個別具体的にこれが一番印象的というものは特にない。是非、販売に関わる薬剤師には、報告書全体と、別紙の「対応困難事例」、「これから販売する薬局に伝えたいこと」、「販売時に想定される事象と対応例」をよく読んでいただきたい。

岩月会長：緊急避妊薬に限らず、体験、知見の共有は重要である。薬剤師たる者、特に販売に関わる場合は、全て読まなくてはならないだろう。

【OTC 類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会「中間とりまとめ」について】

記者：中間のとりまとめが公表されたが、受け止めはいかがか。

岩月会長：この議論の始まりは、保険財政を改善することにあった。議論の過程では、困る方が出ないように議論を進めていただきたい。最終的なとりまとめが公表されれば、薬剤師は患者への説明など真摯に対応していく。

次回の定例記者会見は、令和8年8月20日（木）13：00～を予定。